ヘ　役職員に法令等に反する行為（当該外国投資運用業者の行う投資運用業の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。ヘ及びト並びに次条第一項第七号イ及び第八号イにおいて「親会社の事故等」という。）があったことを知った場合（親会社の事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であって、過失による場合を除く。トにおいて同じ。）

ト　への親会社の事故等の詳細が判明した場合

チ　当該外国投資運用業者が訴訟若しくは調停（当該外国投資運用業者の行う投資運用業の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

リ　当該外国投資運用業者が法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（当該外国投資運用業者が外国において行う投資運用業に関するものに限り、法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

ヌ　当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第一号ヘに該当することとなった場合

（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出）

第五十一条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一　法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十第三項第一号に該当する場合　休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由

二　法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十第三項第二号に該当する場合　廃止の年月日及び理由

三　前条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者（前条第九号イに該当する場合にあっては、当該外国投資運用業者。(1)において同じ。）が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

(2)　当該登録等又は届出の年月日

(3)　当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日及び理由

(4)　当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた業務の内容

ロ　法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　違反した法令の規定

(2)　刑の確定した年月日及び罰金の額

［条を加える。］